

平成27年12月22日

日本公認会計士協会
会長 森 公高

公認会計士監査の信頼回復に向けて

本日、当協会の会員である新日本有限責任監査法人は、金融庁から公認会計士法第34条の21第2項に基づく処分を受け、また、業務執行社員であった公認会計士は、同法第30条第2項に基づく懲戒の処分を受けた。併せて、金融庁において、同法第34条の40第1項に基づき同監査法人に対する課徴金の納付命令に係る審判手続開始の決定がなされた。

監査法人による監査の実施を巡って発生した今回の事態は、我が国の資本市場及び公認会計士監査に対する信頼を著しく損なうものであり、その社会的影響からしても極めて遺憾である。

当協会においても、同監査法人の監査実施状況に関する調査を実施中であるが、この調査が完了し次第、自主規制団体として会則に基づき厳正な対応を行う方針である。同時に公認会計士監査の信頼回復に努めることはもちろん、公認会計士監査に対する社会の期待や要請に応えるため、全力を挙げて会員への規律の徹底、監査制度及び監査環境の一層の整備・充実に必要な施策を講じていく所存である。

会員においても、今回の事態を公認会計士監査全体への信頼が問われているものとして捉え、一人ひとりが原点に立ち戻り、公認会計士法が規定する公認会計士の使命及び職責を自覚し、真摯に監査業務に取り組むことが必要である。

このため、監査の実施に当たっては、特に、内部統制を含む企業及び企業環境を十分に理解し適切な対応を行っているか、職業的懐疑心を十分に保持し状況に応じ発揮し・高めるとともに、状況の変化等に対応して適宜監査計画を修正しているか、経営者との有効なコミュニケーションを実施しているか、監査役等との連携を強化すべく双方向の有効なコミュニケーションを実施しているか、また、監査チームにおいては十分な討議と知識等の共有が図られメンバーがそれぞれの役割を果たしているかを改めて確認し、コーポレートガバナンス・コードが謳う高品質な監査の実施とこれを実現するための十分な監査時間を確保することを要請する。

加えて、経営者による内部統制の無効化や共謀により内部統制が機能しない場合があることに十分に留意するとともに、内部統制監査においては、内部統制基準・実施基準や実務指針を形式的に適用するのではなく、制度の趣旨に沿った実質的な適用ができていないか、今一度確認することを要請する。

併せて、これらの対応には、適正な業務の執行のための体制等の整備をはじめ、品質管理に関する責任の所在の明確化、適正な審査体制の構築等による品質管理のシステムの整備及び運用が不可欠であり、この状況を再度確認し、実効性のある対応をとることを要請する。

当協会は、監査業務の公益性及び社会的責任を十分に踏まえ、自主規制団体としてその役割を果たすべく、会員と一丸となって上記の施策に取り組んでいく所存である。

以 上